

## 道路運送車両法の一部を改正する法律案提案理由説明

ただ今、議題となりました道路運送車両法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。

わが国の自動車保有台数は、今日、七千六百万台を超え、自動車は国民各層に普及し、まさに国民生活に欠くことのできないものとなっています。私どもは、こうした現状を踏まえ、自動車に関する諸課題に適切に取り組み、自動車に関する安全確保と環境保全が十分に図られ、時代の要請に対応した自動車社会が形成されるよう努めなければなりません。そのためには、最近における自動車の技術進歩や使用実態の多様化などの状況を踏まえ、諸制度の見直しを適切に行うことが必要です。

具体的に申し上げますと、自動車の登録制度等を、新たに整備される使用済自動車のリサイクルシステムと整合がとれ、運行停止後に輸出に回る自動車の実態も明らかとなる仕組みに改め、これにより年間約五百万台に上る使用済自動車が不法投棄されることなく、自動車のリサイクルが促進されるようにすることが必要となっています。

また、悪質な不正改造車が自動車交通における安全上の問題や騒音等の公害の発生をもたらす大きな問題

となっていることから、こうした不正改造車の取締り強化に対する社会的要請に適切に対応していかなければなりません。

さらに、自動車の設計や製作の過程に起因する不具合が発生した場合に自動車メーカー等が修理、回収を行う自動車リコール制度についても、近年、社会的に大きな問題となったりリコール違反事件が発生したことを踏まえ、リコールの実施をより確実なものとするための措置を講じるとともに、チャイルドシート等のいわゆる後付装置の大量普及等の状況に対応して、後付装置に関するリコール制度を導入する必要性が生じています。

このほか、規制改革推進三カ年計画に基づき整備管理者の選任を義務付けている範囲を見直すなど、自動車の技術進歩や使用実態の変化を踏まえ、道路運送車両の保安及び環境保全を適切に図っていく必要があります。

このような趣旨から、この度この法律案を提案することとした次第です。

次に、その要旨を御説明申し上げます。

第一に、自動車の抹消登録制度等について、自動車の不法投棄を防止するとともに、そのリサイクルを促

進する観点から、当該自動車在使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する手段により解体されたことを確認した上で抹消登録等を行うこととし、あわせて、輸出に係る抹消登録等の制度を整備することとしています。

第二に、整備管理者の選任義務について、自動車の技術進歩、使用実態の変化等を踏まえ、整備管理者の選任を義務付けている自動車の範囲を、自動車の点検及び整備に関し特に専門的知識を必要とするものに限定することとし、資格要件については国土交通省令で定めることとしています。

第三に、不正改造車に対する整備命令手続について、不正改造車を撲滅するためにその手続を強化するとともに、不正改造等の行為そのものを禁止する規定を設けることとしています。

第四に、自動車リコール制度について、自動車製作者等による欠陥車の修理、回収が確実に行われるようにするため、リコール命令権の創設及び罰則の強化を図るとともに、後付装置に関するリコール制度を整備することとしています。

以上が、この法律案の提案理由及び要旨です。

この法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

